

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社久米設計	東京都江東区潮見 2-1-22

2. 指名停止措置期間 令和5年12月14日から令和6年9月13日まで（9か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

(株)久米設計の執行役員である九州支社長及びランドブレイン(株)の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5. 指名停止理由

公契約関係競売入札に関し入札妨害を行ったことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第2第6号に該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第2第6号>

措置要件	期 間
(談合及び競売入札妨害) (6) 役員等又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	認定をした日から 6か月以上18か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気662 電話0295-72-1119